



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(田中区自治評議会)	地域協働局地域活性課	1
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく変更許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	2
告示	道路法による道路の区域変更(市道神戸方面第61号線)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 東名名谷1号線)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 西垂水59号線ほか)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 平野舞子停車場線)	建設局道路管理課	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道東御影線)	建設局道路管理課	8
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	9
公告	都市計画の変更に伴う都市計画の案の縦覧(神戸国際港都建設計画駐車場ほか)	都市局都市計画課	10
公告	開発行為に関する工事の完了(北区鹿の子台北町3丁目)	都市局都市計画課	11

神戸市告示第300号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

田中区自治評議会

(2) 主たる事務所

神戸市東灘区田中町1丁目9番12号

(3) 代表者の氏名

白川 伸之

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区田中町1丁目9番12号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市東灘区田中町2丁目11番14号」を「神戸市東灘区田中町1丁目9番12号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「中西 克之」を「白川 伸之」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市東灘区田中町2丁目11番14号」を「神戸市東灘区田中町1丁目9番12号」に改める。

3 変更の年月日

令和5年6月4日

神戸市告示第302号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
 川崎重工業株式会社 代表取締役社長 橋本 康彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 神戸市中央区 東川崎町3丁目1番1号
 川崎重工業株式会社 神戸工場
- (3) 特定施設に関する事項
 変更なし
- (4) 汚水等の処理に関する事項
 変更なし
- (5) 排出水の汚染状況及び量
 - ・魚の養殖試験実施で海水を循環利用するため、排水口2カ所を増設する
 (S1 (No. 12)、S2 (No. 13))。
 - ・増設に伴い、排水量が増加する

変更の前後		変更前		変更後	
区 分		排水口 S1 (No. 12)		排水口 S1 (No. 12)	
項目		通常	最大	通常	最大
汚水等の汚染状態	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—	10.0	21.3
	窒素含有量 (mg/L)	—	—	0.9	2.0
	りん含有量 (mg/L)	—	—	0.20	0.43
汚水等の量 (m ³ /日)		—	—	324	324

変更の前後		変更前		変更後	
区 分		排水口 S2 (No. 13)		排水口 S2 (No. 13)	
項 目		通常	最大	通常	最大
汚水等 の汚染 状態	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—	6.3	12.0
	窒素含有量 (mg/L)	—	—	0.6	1.1
	りん含有量 (mg/L)	—	—	0.13	0.24
汚水等の量 (m ³ /日)		—	—	72	72

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年9月10日から令和6年10月1日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	神戸方面第61号線	神戸市中央区山本通3丁目 54番2地先から	新	0.90	1.00
		神戸市中央区山本通3丁目 54番2地先まで	旧	0.90	1.00

神戸市告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	東名名谷1号線	神戸市垂水区名谷町字社谷 1209番1地先から 神戸市垂水区名谷町字社谷 1210番地先まで	新	73.50	最大 3.30 最小 1.10
			旧	73.50	1.10

神戸市告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水59号線	神戸市垂水区日向2丁目 192番28地先から 神戸市垂水区日向2丁目 192番28地先まで	新	3.90	3.00
			旧	3.90	2.20
	西垂水271号線	神戸市垂水区日向2丁目 191番20地先から 神戸市垂水区日向2丁目 191番16地先まで	新	57.50	最大 6.30 最小 6.00
			旧	57.50	最大 6.00 最小 5.60

神戸市告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	平野舞子停車場線	神戸市垂水区狩口台6丁目 53番1地先から	新	66.20	最大 5.30 最小 5.00
		神戸市垂水区狩口台6丁目 53番1地先まで	旧	66.20	最大 4.60 最小 4.40

神戸市告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年9月11日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年9月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	東御影線	神戸市東灘区御影山手1丁目1823番7地先から 神戸市東灘区御影山手1丁目289番1地先まで	新	31.50	最大 4.70 最小 4.40
			旧	31.50	最大 3.50 最小 3.00

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町坂本	山花尾崎	255番1のうち 別図の斜線部分	223㎡のうち 28㎡	農用地区域 から除外す る。
神戸	北	淡河町淡河	今井	2220番のうち 別図の斜線部分	1,464㎡のうち 198.96㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和6年9月10日から同月24日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和6年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び都市計画を変更する土地の区域

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画 駐車場	< 第7号鷹取駅自転車駐車場 > 神戸市長田区浪松町2丁目及び須磨区行平町1丁目の各一部
生産緑地地区	< 八多58生産緑地地区 > 神戸市北区八多町中 < 伊川谷27生産緑地地区 > 神戸市西区伊川谷町有瀬 < 須磨55生産緑地地区 > 神戸市須磨区車 < 須磨56生産緑地地区 > 神戸市須磨区車

2 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区鹿の子台北町3丁目1番51、1番52、1番53、1番54、1番55、1番56、1番57、1番58、1番59、1番60、1番61、1番62、道場町日下部字宮ノ後1400番1、1400番2、1400番3、1400番4、1400番5、1400番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県川西市小戸2丁目4番1号
株式会社ONLY ONE REAL ESTATE
代表取締役 奥村 達也
- 3 許可番号
令和5年1月25日 第8096号
（変更許可 令和6年7月3日 第2131号）
（変更許可 令和6年8月22日 第2144号）